

THE  **THE** 

『THE すまいの保険』『THE 家財の保険』の満期を迎えるお客さまへ 個人用火災総合保険改定のご案内

主な改定内容

お客さまのご選択の幅の拡大&補償・サービス内容の充実を目的としています

主な改定内容の項目は以下のとおりです。

		改定時期	THE 	THE 
お客さまのご選択の幅の拡大	① 自己負担額のご選択の幅の拡大	2015年10月1日	○	○
	② 特約の保険期間に関する改定	2015年10月1日	○	—
	③ 臨時費用保険金限定特約の新設	2015年10月1日	○	—
	④ 水災支払方法縮小特約の新設	2015年10月1日	○	—
補償・サービス内容の充実	⑤ Web約款の導入	2015年10月1日	○	○
	⑥ 借家人賠償責任総合包括契約に関する特約の新設	2015年10月1日	○	—
	⑦ 個人賠償責任特約等における被保険者範囲の拡大	2017年1月1日	○	○

① 自己負担額のご選択の幅の拡大

THE  **THE** 

ベーシック型※1において、臨時費用保険金なしを選択した場合でも、自己負担額0円または1万円の選択が可能となりました。

改定前

ベーシック型※1かつ臨時費用保険金なしの場合

 自己負担額 **3万円** **5万円** **10万円**
 のご選択が可能

改定後

ベーシック型※1かつ臨時費用保険金なしの場合

 自己負担額 **0円※2** **1万円** **3万円** **5万円** **10万円**
 のご選択が可能

※1 契約プランの型をいい、ベーシック(I型)、ベーシック(I型)水災なし、ベーシック(II型)、ベーシック(II型)水災なしをいいます。

※2 自己負担額0円を選択した場合でも不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)の自己負担額は1万円になります。

② 特約の保険期間に関する改定

THE 

以下の特約が全ての保険期間にセット可能となりました。

- ・携行品損害特約 ・ 営業用什器・備品等損害特約 ・ 商品・製品等損害特約 ・ 家賃収入特約 ・ 個人賠償責任特約包括契約に関する特約
- ・施設賠償責任特約 ・ 法人等契約の被保険者に関する特約(除く総括契約) ・ 事故再発防止等費用特約

改定前

 保険期間が**5年以下の場合**にセット可能

改定後

全ての保険期間でセット可能

③ 臨時費用保険金限定特約の新設



ご希望により「THE すまいの保険」にセットできます

臨時費用保険金をお支払いする事故を、火災、落雷、破裂または爆発に限定する特約です。なお、臨時費用保険金は、損害保険金にご選択いただいた支払割合を乗じた額をお支払いします。

④ 水災支払方法縮小特約の新設



ご希望により「THE すまいの保険」にセットできます

水災の損害保険金の支払方法を「実損払」から「損害割合に応じた3段階払」に縮小する特約です。

	セットなし	セットあり
損害割合30%以上の場合	損害額 - 自己負担額	●損害割合30%以上の場合 (損害額 - 自己負担額) × 70%
床上浸水により 損害が生じた場合	損害額 - 自己負担額	●損害割合15%以上30%未満(床上浸水) 保険金額 × 10% (1事故1敷地内200万円限度) ●損害割合15%未満(床上浸水) 保険金額 × 5% (1事故1敷地内100万円限度)

⑤ Web約款の導入



Web約款(「約款」の送付を省略するペーパーレスの方式)をご選択いただいた場合、損保ジャパン日本興亜の公式ウェブサイトのトップページにある「Web約款」ボタンから約款をご覧いただけます。

(注) Web約款をご選択いただいた場合は、損保ジャパン日本興亜が日本各地の希少生物種を救う環境保全活動に寄付を行うなど、自然環境保全や次世代教育などを通じた持続可能な社会の実現に向けた取り組みを実施します。

⑥ 借家人賠償責任総合包括契約に関する特約の新設



ご希望により「THE すまいの保険」にセットできます

サービス付き高齢者向け住宅や、マンションなどの賃貸建物の入居者の借家人賠償責任、修理費用を包括して補償できる特約です。賃貸建物のオーナーさまの火災保険の補償内容にかかわらず、不測かつ突発的な事故を含む偶然な事故を補償します。

賃貸建物のオーナーさまのニーズ

- 全ての入居者に、漏れなく借家人賠償責任補償がセットされた火災保険に加入してほしい。
- 入居者の火災保険の管理を効率化したい。

本特約を
セット
すると

- 全ての入居者を包括して借家人賠償責任を補償できるため、補償漏れの心配がありません。
 - 特約の被保険者を特定する必要がないため、管理が楽になります。
- (注) 火災保険の始期日が2017年1月1日以降となるご契約から、被保険者の範囲を拡大しています。⑦をご確認ください。

⑦ 個人賠償責任特約等における被保険者範囲の拡大



個人賠償責任特約等の被保険者が例えば認知症患者等で、責任無能力者であった場合に、その方の監督義務者が損害賠償責任を負担するケースに対応するため、被保険者に「責任無能力者の監督義務者等^{※1}」を追加する改定を行いました。改定する主な特約等は以下のとおりです。



・個人賠償責任特約



・個人賠償責任特約包括契約に関する特約
・借家人賠償責任総合包括契約に関する特約^{※2}



・借家人賠償責任条項^{※2}
・同居人が居住する場合の被保険者に関する特約^{※3}

※1 法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する者(被保険者の親族にかぎります。)とします。

※2 借家人賠償責任において被保険者が未成年者である場合、その方の親権者や監督義務者等^{※1}も合わせて被保険者に追加されました。

※3 同居人が責任無能力者であった場合について、個人賠償責任特約・借家人賠償責任条項を対象に被保険者の範囲を拡大します。

- 「THE すまいの保険」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。
- 「THE 家財の保険」は、賃貸住宅内収容家財一式を対象とした契約に借家人賠償責任補償をセットした「個人用火災総合保険(賃貸住宅内収容家財)」のペットネームです。
- このチラシは「THE すまいの保険」「THE 家財の保険」の改定概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」またはパンフレットをご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先> <https://www.sjnk.co.jp/contact/>

お問い合わせ先